

# CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE



## Newsletter

November 2016

## Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 4

### はじめに

本 Corporate & Tax Global Update は、グローバルローファームであるベーカー&マッケンジーのネットワークを最大限に活かし、日本と世界の会社法務と税務の「今」をタイムリーにお届けしています。Vol. 4 となる本号では、日本における役員に対するインセンティブ報酬の税務について解説する他、アジア・米国の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

### 目次

#### 日本

- [【日本】役員に対するインセンティブ報酬の税務（上）](#)

#### アジア

- [【タイ】インサイダー取引—証券取引法改正により適用範囲が拡大](#)
- [【中国】企業破産情報プラットフォームの立ち上げ及び破産専門法廷の設立](#)
- [【中国】事前確認制度（APA）に係る新規則を公表 — リソース不足に希望の兆しか、更なる挑戦か —](#)
- [【香港】租税に関する自動的情報交換に関する新資料の発表及び日本・英国との口座情報の自動的交換に署名](#)

#### 米国

- [【アメリカ】過少資本税制（Section 385）規則の最終化](#)
- [【アメリカ】DOJのFCPAパイロットプログラム導入から6ヶ月を経て、当局の対応からみるFCPA実務への示唆](#)

ベーカー&マッケンジー法律事務所  
セミナーのご案内

#### 【追加開催】

#### 海外ビジネスのリスクマネジメント

～海外事業を安定継続させるため、  
リスク分析と管理体制を構築する～

日時：2017年1月17日（火）  
14:30-18:00

場所：ベーカー&マッケンジー法律事務所  
（外国法共同事業）

#### アジェンダ（予定）:

1. 海外での医療リスクを最小限にするには
2. 海外渡航時のセキュリティリスク
3. Duty of Care
4. 労働紛争、従業員不正等のリスク
5. 海外コンプライアンスリスクへの対応
6. 知財管理・情報管理
7. 取引先管理  
～英国現代奴隷法/人権侵害の防止～

## 日本

### 役員に対するインセンティブ報酬の税務（上）

平成 28 年度税制改正で「特定譲渡制限付株式」（いわゆる日本型リストラクテッド・ストック）の税務取り扱いが導入されたが、今後の税制改正において役員に対するインセンティブ報酬についてさらなる改正が行われる可能性についても報道されているところである。

本号では平成 28 年度税制改正で導入された日本型リストラクテッド・ストックの税務取扱いについて解説し、次号以降改正情報が入り次第、新たに導入されるインセンティブ報酬の税務取扱いについて解説することとしたい。

法人税法上の役員給与の税務上の取扱いをまとめると次の通りである。

類型		法人税法上の取扱い	
役員 対 し て 支 給 す る 給 与	(1) 下記以外	①定期同額給与	○ 損金算入（原則）
		②事前確定届出給与	× 不相当に高額な部分と 仮装経理によるものは 損金不算入（例外）
		③一定の利益連動給与	
		④その他（上記①～③以外）	× 損金不算入
	(2) 退職給与	○ 損金算入（原則）	
	(3) 一定の新株予約権（非適格）によるもの	× 不相当に高額な部分と 仮装経理によるものは 損金不算入（例外）	
	(4) 使用人兼務役員の使用人分職務に対するもの		

平成 28 年度税制改正におけるいわゆる日本型リストラクテッド・ストックに係る法人税法上の取扱いは上記(1)②の改正であり、これと同時に改正が行われた利益連動給与の対象となる指標の範囲の明確化については上記(1)③の改正である。

#### 1. 特定譲渡制限付株式とは

特定譲渡制限付株式とは、「譲渡制限付株式」の要件を満たした上で、さらに「特定譲渡制限付株式」の要件を満たしたものをいう。

「譲渡制限付株式」と「特定譲渡制限付株式」の要件

「譲渡制限付株式」の要件	「特定譲渡制限付株式」の要件
<ul style="list-style-type: none"> <li>譲渡についての制限がされており、かつ、当該譲渡について譲渡制限期間が設けられていること。</li> <li>法人により無償取得（没収）される事由（無償取得事由）として勤務条件又は業績条件が達成されないこと等が定められている株式であること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>役務提供の対価として役員等に生ずる債権の給付と引換えに交付される譲渡制限付株式であること（なお、その役員等に給付されることに伴ってその債権が消滅する場合に給付された譲渡制限付株式も対象となる）。</li> <li>役務提供を受ける法人又はその法人の株式等の全部を直接に保有する親法人の譲渡制限付株式であること。</li> </ul>

さらに特定譲渡制限付株式は次のような特色を有している。

① 役員等に生ずる金銭報酬債権の現物出資と引き換えに交付すること

これは、会社法上株式の無償発行及び労務出資が認められていないことを考慮し、株式を有償発行とするための手当てである。具体的には、役員等に生ずる金銭報酬債権の現物出資と引換えにその役務の提供を受ける法人の特定譲渡制限付株式を交付するという法律構成となる。

② 完全子会社の役員にも付与することができること

役務の提供を受ける法人の「直接完全親法人」の株式も特定譲渡制限付株式とすることができる。役務の提供を受ける法人の直接完全親法人の株式を交付する場合には、役員等が役務の提供を受ける法人に対する債権を、その直接完全親法人に対して現物出資する（そして直接完全親法人がその債権を取得することになる）こととなる（債務引受け形式もありうる）。

③ 特定譲渡制限付株式を発行する法人等が無償取得する場合があること

譲渡制限付株式は、「法人が無償で取得することとなる事由（無償取得事由）が定められていること」が要件とされている。この譲渡制限付株式として認められるために必要な無償取得事由は、「役員等の勤務の状況に基づく事由」又は「法人の業績等の指標の状況に基づく事由」に限ることとされている（また無償取得の主体を直接完全子法人とすることも可能と解される）。

## 2. 特定譲渡制限付株式の法人税法上の取扱い

### (1) 「事前確定届出給与」に該当するための手続き要件

役員給与として特定譲渡制限付株式が交付された場合で、次の手続き要件を満たすときは、かかる給与は「事前確定届出給与」として取り扱われる。また、この要件を満たす場合「その役員の職務につき所定の時期に確定額を支給する旨の定めの内容に関する届出」の納税地の所轄税務署長への提出は不要とされている。

特定譲渡制限付株式が「事前確定届出給与」として取り扱われるための手続き要件

(1) 金銭報酬債権額の確定の時期	(2) 現物出資・譲渡制限付株式交付の時期
役員の仕事の執行の開始の日（原則、定時株主総会の日）から1月を経過する日までに、株主総会等（株主総会の委任を受けた取締役会を含む）の決議によりその役員個人別の職務執行期間（将来の役務提供）に係る金銭報酬債権の額（支給額）が確定していること。	左記(1)の決議の日からさらに1月を経過する日までに、その役員によるその金銭報酬債権の現物出資と引換えに譲渡制限付株式が交付されること。
※ 事前確定届出給与に該当する特定譲渡制限付株式による給与の届出を不要とする措置は、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から適用される。	

この要件を満たす場合には、特定譲渡制限付株式の数が株式交付（付与）の段階で「事前に確定」していることになり、「事前確定届出給与」に該当するという論理構成となる。そのため、職務執行開始当初にその報酬債権の額（支給額）が確定せず、実際の勤務状況や業績状況に応じて、報酬債権の額が決まる場合には、事前確定届出給与に該当しない。

## **(2) 「事前確定届出給与」に該当する場合の現物出資された金銭報酬債権の損金算入**

上記の要件を満たし、「事前確定届出給与」に該当する場合、特定譲渡制限付株式に係る譲渡制限が解除された時点において、役員等において「給与等課税事由」（所得税法上の給与所得、事業所得、退職所得及び雑所得が生じる事由）が生じたときは、法人に現物出資された金銭報酬債権のうち、譲渡制限が解除された特定譲渡制限付株式に対応する金額について損金の額に算入できることとされている。損金算入できる額は、その譲渡制限が解除された特定譲渡制限付株式の交付と引換えにその役員等により現物出資された金銭報酬債権の額であり、制限解除時における特定譲渡制限付株式の価額（時価）そのものではない。よって、法人で損金算入できる額と役員等における所得税法上の収入金額は一致しない。

他方、法人が役員等から株式を無償取得することとなった部分については、役員等に給与等課税事由が生じないため、損金の額に算入されない。また、役員等が非居住者である場合には、特定譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日に生ずる所得は、所得税法上は給与所得等ではないこととされるため、給与等課税事由は生ぜず、法人において損金算入の対象とはならない（この損金算入の取扱いについては平成 28 年 4 月 1 日以降に交付決議がされたものに限られる）。

### **3. 特定譲渡制限付株式の所得税法上の取扱い**

#### **(1) 特定譲渡制限付株式に係る所得の課税時期**

特定譲渡制限付株式に関する所得税の課税時期については、譲渡制限期間中の処分が制限され、また、没収される可能性を踏まえ、その特定譲渡制限付株式の譲渡制限が解除された日における価額が、所得税法上の収入金額とされている。なお、所得区分は雇用契約等に基因して交付されたと求められる場合には給与所得に該当する。

#### **(2) 金銭報酬債権の取扱い**

特定譲渡制限付株式の交付に先立ち付与される金銭報酬債権には、その付与により所得税の課税関係は発生しない。

#### **(3) 配当金・株式譲渡の課税取扱い**

特定譲渡制限付株式については譲渡制限期間であっても配当金を支払うことができる。そのため、当該株式から生ずる配当金がある場合には、通常の株式配当金と同様に、配当があった時点で配当課税される。この場合の所得は株式の交付を受けている以上株主としての地位に基づき受領したものと見え、配当所得（所法 24）になるものと考えられる。制限解除後に株式を譲渡すると譲渡所得として申告分離課税の対象となる。

#### **(4) 源泉徴収の取扱い**

その役員等に給与所得等として課税がされた場合には、その法人に源泉徴収義務が生ずることになるものの、現金の交付がないため、源泉徴収相当額については役員等から金銭で徴収する必要が生じることになる。

### **4. 特定譲渡制限付株式に係る法人税の損金算入時期と所得税の課税時期のまとめ**

法人税の損金算入時期と所得税の課税時期は次の通りである。

日本型リストラクテッド・ストックの税務上の取扱い

被交付者（役員・従業員）				発行人
交付時	配当金 受領時	譲渡制限 解除時	株式の 売却時	損金性
× 課税なし	○ 配当所得 課税	○ 給与所得 等課税 （収入金 額は譲渡 制限解除 時の株式 の時価）	○ 譲渡所得 課税	○ 被交付者で給与等課税事由が 生じたときに交付時の金銭報 酬債権の額につき損金算入 （譲渡制限が解除されたもの に限る）  ※ 被交付者が役員の場合に は事前確定給与の要件等 を満たすものに限る

5. 今後のインセンティブ報酬に係る税制改正

上述のように特定譲渡制限付株式は、税務メリットを享受するためには付与時に交付株式数を「事前に確定」しなければならない。その意味ではインセンティブ性は限られてしまうことになる。しかし、発行人（あるいは発行人の完全子会社）においてその役員に対して交付した特定譲渡制限付株式につき所定の要件を満たす場合に損金性が認められることの税務メリットは大きく、役員報酬制度の選択肢が増えたことは間違いない。

特定譲渡制限付株式が今後実務上普及していくかどうかは、今後の税制改正で他のインセンティブ報酬制度の税務取扱いがどのように改正されていくかということとも関連している。次号以降では、かかる改正の情報が入手出来次第、新しい税務取扱いと制度の比較を行ってみたい。

[最初のページに戻る](#)

アジア

タイ

インサイダー取引—証券取引法改正により適用範囲が拡大

従前、タイ証券取引法（タイ仏暦 2535 年）にて処罰の対象となるインサイダー取引の範囲が不明確で、検察にとって違反の証明が容易でないという状況にあり、市場における不公正な取引を完全に取り締まることができていなかった。多くのケースでは裁判に至らず、その前段階の証券取引委員会の和解委員会において解決が図られ、裁判例により法解釈が示されることも少なかった。この状況を改善し、不公正な証券取引への規制を国際的な水準に引き上げるため、国民立法議会は、証券取引法第 8 章に定める不公正な証券取引を含む一部改正を実施し、また、新たに民事制裁金を導入した。この改正は国王の裁可を得た後、国王の公報により公布されることになる。

不公正な証券取引に関する改正事項としては、①風説の流布、インサイダー取引、相場操縦に関する規定の改正、②フロントランニング、フラッシュキャッシュ、名義人勘定という新たな違反行為の導入、③民事制裁金の導入が挙げられる。

インサイダー取引の範囲の改正

特定の証券の価格に関する非公開のセンシティブ情報を得た者は、当該情報を利用した取引の実行や当該情報の他人への伝達が禁止されるという基本原則に変更はない。インサイダー及び違反取引の範囲が主要な改正点である。

従前のインサイダー取引の主体としては、会社の取締役等、インサイダー情報に触れる一定の地位に就いていることが必要とされていた。改正後は、主体はインサイダー情報を保持している者とされ、所定の地位に就いていることは必要ないこととされた。これにより、インサイダー情報を受領し、保持している者は誰でも当該規制の対象となることとなった。原則として、インサイダー情報を保持していることの証明責任は証券取引委員会にあるが、所定のカテゴリーに属する被告（プライマリーインサイダー）についてはインサイダー情報を所持しているものと推定され、被告が当該推定を反証する責任を負うこととなった。プライマリーインサイダーには、取締役、経営陣、フィナンシャルアドバイザー、リーガルアドバイザー、資産評価人が含まれる。更に、支払済み資本金の5%以上の株式を有する株主、プライマリーインサイダーの親、相続人、兄弟、配偶者等は、普通でない取引を行ったことを検察が証明した場合に、インサイダー情報を有していたとの推定が及ぶこととなった。

次に、従前の規制はインサイダーが証券取引を行うことを禁止しており、デリバティブ取引は禁止していなかったが、改正により、デリバティブ取引も禁止行為に含まれた。

### 採るべき方策

今回の改正はインサイダー取引に係る違反行為の範囲を拡大するものであるため、タイにおける上場会社のインサイダー情報に接する可能性がある場合には、うっかり違反行為となるインサイダー取引に関与しないよう、先んじて以下のような方策を講じることが重要である。

- ① インサイダー情報の秘匿性を保ち、情報が公表されるまでは担当チーム以外の者に当該情報を共有しないこと
- ② インサイダー情報が担当チーム内に限定されるよう、組織内に適切な情報隔壁を設置すること
- ③ 証券取引を行う前に、社内のコンプライアンス部又は法務部に確認すること
- ④ インサイダー取引と疑われる取引を認知した場合には、タイ証券取引委員会ないしタイ証券取引所に報告すること

なお、M&A取引において、デューディリジェンスで得られた非公開の株価に影響を与え得る情報に基づいて、対象会社の株式を取得することは、インサイダー取引に該当しないと解されている。これは、適正なデューディリジェンス手続きにおいて取得されるインサイダー情報は、買主がM&A取引において十分な情報に基づくビジネス判断を行うために善意で取得されるものであるためである。

[最初のページに戻る](#)

## 中国

### 企業破産情報プラットフォームの立ち上げ及び破産専門法廷の設立

中国最高人民法院は、近時、企業の倒産案件処理に係る通知を発表し、中でも、全国企業破産重整案件にかかる情報プラットフォーム制度（破産情報プラットフォーム）の立ち上げ及び破産専門法廷の設置は、中国における企業破産の積極的な処理を促進する試みとして注目される。昨今、中国において増加している企業破産に対応するため、中国政府は、破産情報プラットフォ

ームの立ち上げを始め、破産手続を効果的かつ効率的に解決することに注力している。破産情報プラットフォームは、企業破産に際して必要となる情報や履践すべき手続等を集約した情報プラットフォームとして活用されることが期待される。また、最高人民法院の通知を受けて、北京市は、北京市第一中級人民法院内に、中国で初の破産専門法廷を設立した。

### 破産情報プラットフォームの概要

破産情報プラットフォームでは、義務的企業破産の申請者による破産手続申請、債権者による債権の届出、また、人民法院及び破産管理人による法律文書、債務者情報、債権者届出債権等に関する情報の開示及び通知の公表等を行うことができる。なお、債務者情報には、債務者の最新の年次報告書及び貸借対照表が含まれる。破産情報プラットフォームの指針上、破産情報プラットフォームで公表される情報は、人民法院の記録と一致すべきものとされている。本サイトの利用を促進するため、複数の省では、従前の方法により開示された情報は破産情報プラットフォームでも公表すべきものとしており、また、破産情報プラットフォーム上で情報が公表された場合には、従前の方法で当該情報が開示又は提出された場合と同様の法的効果を有するものとされている。破産情報プラットフォームは、以下のように、裁判官用と破産管理人用の2つのプラットフォームに分かれている。

#### ● 裁判官用プラットフォーム

義務的企業破産の申請者は、裁判官用プラットフォームを通じて、破産手続申請をすることができる。破産手続申請がなされた場合、人民法院は、当該申請から7日以内に、当該申請の受理、却下又は補正（申請必要書類の追完等）の通知を申請者に対して行なわなければならない。当該申請者は、人民法院からの受理通知を受けた場合、必要書類の現物を人民法院に提出しなければならない。

#### ● 破産管理人用プラットフォーム

債権者は、破産管理人用プラットフォームを通じて、①債権の届出（本サイト上に関連書類をアップロードすることによる）、②債権者集会への出席及び同集会での投票、③届出債権に関する破産管理人の決定に対する異議申立ての各手続を行うことができる。中国最高人民法院の通知によると、破産情報プラットフォーム上で行われた上記各手続についても、従前の方法でなした場合と同様の法律効果を有するものとされている。また、企業の組織再編に対して投資を行う整理投資家は、関連する整理和解契約に従い、破産情報プラットフォームを通じて破産管理人に対して特定の情報の提供を要求することができる。

### 北京市の破産専門法廷

北京市は、北京市第一中級人民法院内に、中国で初の破産専門法廷を設立した。同破産専門法廷は、中級人民法廷における清算及び破産法廷設立に関する計画にかかる最高人民法廷の通知に基づき設立されたものだが、同計画は、中国全土にわたって各中級人民法院内に破産専門法廷を設立し、また、破産関連事項に対処する裁判官及び裁判所職員を増員することを目的としている。なお、上海市、天津市、重慶市その他11の省においても、年内には、各中級人民法院内に破産専門法廷が設立されることが予定されている。

### 中国における企業破産法の状況

2007年6月、中国で企業破産法が施行された。企業破産法は、中国における企業の破産、整理及び和解等について規定した主要な法律である。企業破産法第8条に基づき行われる破産申請について、中国の裁判所は、申請から15日以内に当該破産申請を受理するかどうか決定しなければならない、また、破

産申請を受理した場合には破産管理人を指名するものとされている。企業破産件数は過去伸びておらず、破産手続を担当する裁判官の数が少なく、また、破産申請の受理割合が低いことが原因であると言われている。破産事件は、複雑な法律的・政治的な問題を伴い、解決まで長い期間を要しかつ判断に高い専門性が要求され、他方で、地方政府は、当該地方の経済、税収入また信用格付けに悪影響を及ぼすという理由から破産を奨励しない傾向にあることが、根底にある。

破産情報プラットフォーム及び破産専門法廷の導入によって、中国における企業破産手続きの透明性及び迅速性に資することが期待される。

[最初のページに戻る](#)

## 事前確認制度（APA）に係る新規則を公表 — リソース不足に希望の兆しか、更なる挑戦か —

国家税務総局（以下、「SAT」）は、2016年10月18日にAPAに係る新規則の導入に関する国家税務総局公告 2016年第64号（以下、「第64号公告」）<sup>1</sup>を公表した。本公告は、現行のAPA制度である第2号通達<sup>2</sup>の第6章に取って代わる規則であり、2016年12月1日から施行されることとなる。本公告は、SATが税源浸食と利益移転（以下、「BEPS」）プロジェクト 行動5及び行動14に係る重要勧告（ユニラテラルAPA（UAPA）の情報交換及びAPAプログラムのガイダンス等を含む）に応える形で公布したものである。第64号公告は、APAの合意のために納税者と税務当局に対して、包括的かつ実務的な指針を提供するものであり、段階的に行われている第2号通達の改正に関する本年2回目（本年1回目の公告は7月に公表された移転価格文書に係る第42号公告）の公告である。

### 1. 影響を受ける対象者

過去数年間、中国の税務当局は年を追うごとに移転価格への注目を高めてきた。BEPSプロジェクトにより移転価格への焦点がさらに当たることで、多国籍企業の中国での移転価格更正リスクが以前にも増して高まっていると言える。APAは不確実な移転価格更正リスクを効果的に低減することができる1つの方策であるが、第64号公告はそのリスク回避手段に大きな影響を与える規則である。

中国では、APAに係る人的資源の不足に長年悩まされてきた。多くのAPAの申請者が、APA申請（Letter of Intent、以下「LOI」）の受理段階、審査又は評価段階で交渉が停滞しており、SATが2015年12月18日付で公表したAPA年次報告書によれば、2014年末時点で、申請受理前の段階で90件、申請後の審査及び評価の段階で39件あることが分かる。全体としては、中国が二国間事前確認（BAPA）の件数が少なく、2013年でわずか8件、2014年ではさらに少なく6件となっている。

<sup>1</sup> 2016年10月11日付国家税務総局公告第64号「事前確認制度の改善に関する公告」（2016年12月1日から適用）

<sup>2</sup> 2009年1月8日付国家税務総局「特別納税調整実施弁法（試行）」国税発〔2009〕第2号通達（2008年1月1日から遡及適用）

また、11月18日付で日本国国税庁より、前事務年度（2015年7月から2016年6月まで）における相互協議の状況<sup>3</sup>が公表されたが、中国との繰越事案は83件以上に達しており、多くの事案が未解決のままであることが分かる。

第64号公告は、潜在的APAの利用可能な範囲を絞る一方で、APAに適した申請者への円滑な解決手段を提供するものとなる可能性がある。

## 2. 第64号公告の内容

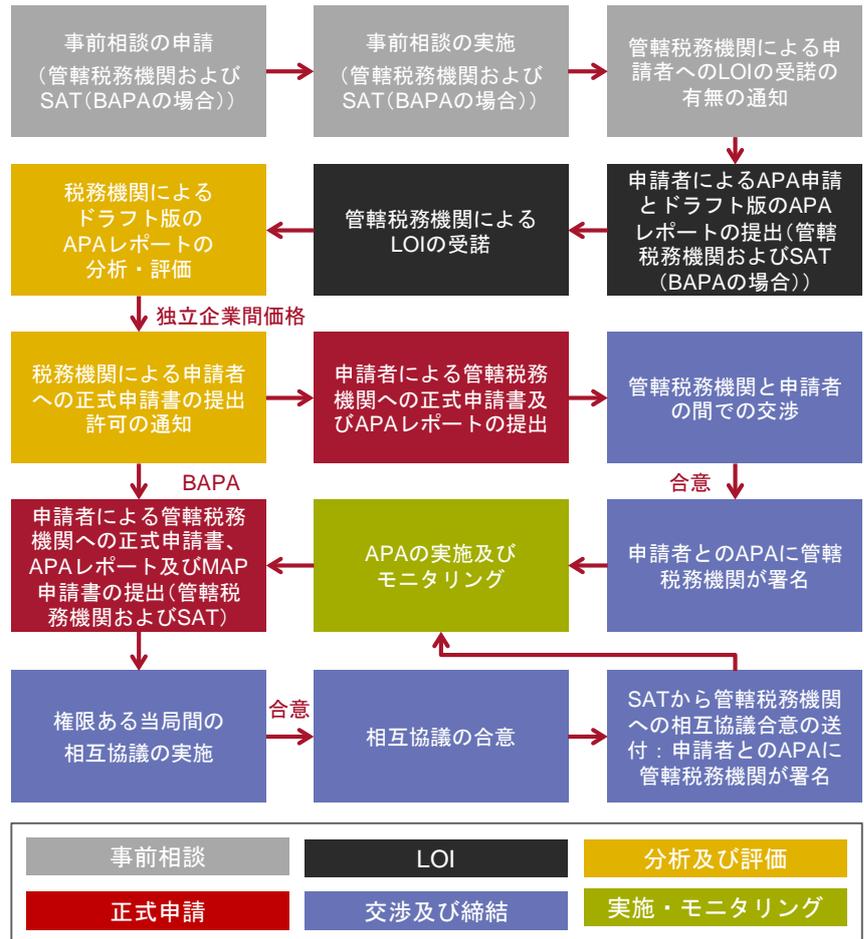
### A) APAを担当する税務機関

第64号公告は、UAPAの担当する税務機関とBAPAもしくは多国間APA（MAPA）の担当する税務機関を明確化している。UAPAの場合には、申請者を主管税務機関が処理を行い、BAPA及びMAPAの場合には、SATと主管税務機関が共同で案件の処理を行う。さらに本公告では、主管税務機関について特別納税調整を行う権限を有する税務機関と定義しており、各市区レベルの国家税務局が含まれると思われる。第2号通達では直轄市、自治州以上の税務機関とされていたところ、既に、多くの市（区、地区等）において特別納税調整を行う機能を集権化しAPAの処理に関与してきたことから、これを反映したものと考えられる。第64号公告では、UAPAの場合には、SATとその指定する税務機関に申請を行うということを明確化している。締結段階では、SATとUAPAに締結すること、指定する税務機関とUAPAに締結すること、又は、各管轄税務機関と個別にUAPAに締結することが可能であるとしている。

<sup>3</sup> 2016年11月18日付 国税庁「平成27事務年度の「相互協議の状況」について」過去最高となった繰越件数465件の内、18%が中国との相互協議であるとされている。

## B) APA のプロセス

下記の図は第 64 号公告にて明確化された APA 手順である。



上記の通り、(1)事前相談、(2)LOI 手続き、(3)税務機関による分析・評価、(4)正式申請、(5)APA の交渉・締結、(6)APA の実施・モニタリングの 6 つの段階に分けられた。最も大きな手続き上の変更は、(3)税務機関による分析・評価段階が、公式な申請の前に移動された点である。SAT の観点として、この手順は、APA の正式な申請に係る繰越件数の増加を抑制し、APA 申請から除外する自由裁量を確保するものである。もっとも、実務上は長年同様の手順で実施されていた手続きに沿って条文が改正されたものであることから、申請者への影響は少ないと思われる。

## C) その他の注目すべき改正点

その他に第 64 号公告では、注目すべき以下の変更点が含まれている。

1. バリューチェーン/サプライチェーン分析及び市場固有の特性 (Location Specific advantage (LSAs) ) の重要視\*

事前相談に LSAs の有無に係る説明、LOI フェーズで LSAs 及びバリューチェーン分析の提供を義務付けた。

2. 税務機関の回答期限の廃止

第 2 号通達で定められていた各段階での税務機関から申請者への回答期限が削除された。これにより、税務機関はその APA プロセ

スの進捗により多くの裁量を与えられることとなり、申請者にとっては APA プロセスの進捗に係る予測が一層困難なものとなった。

### 3. 利益水準のモニタリング強化

第 2 号通達では、APA 期間において実績値が APA で定められたレンジから外れた場合にはレンジ内への調整が要求されていたが、第 64 号公告においては、レンジの中央値まで調整することができると明確化された。

また本公告では、APA 期間における加重平均利益率が中央値に満たない場合、中央値まで調整しない限り、APA の更新を受理しないと規定している。なお既にいくつかの税務機関においては、法的な権限を有していないにもかかわらず、この中央値までの調整を申請者に課していると言われている。

### 4. 遡及適用期間の明確化

第 64 号公告においては、関連者間取引が APA 対象年度と類似することが確認できれば、過去 10 年間に渡って遡及適用できる旨を規定している。

### 5. UAPA に係る情報交換

BEPS 行動 5 に従って、第 64 号公告では 2016 年 4 月 1 日以降に締結された UAPA に関して、他の権限ある当局との間で情報交換を行うことができる規定を新たに追加した。

[最初のページに戻る](#)

## 香港

### 租税に関する自動的情報交換に関する新資料の発表及び日本・英国との口座情報の自動的交換に署名

#### 新資料の公表

香港税務局 (Inland Revenue Department) は、今年 6 月に議会で可決された香港における自動的情報交換に関する法令 (AEOI 法) に関連する新たな資料を公開した。2017 年 1 月 1 日以降、全ての香港の金融機関に対して AEOI 法に基づいてデューデリジェンスを行う義務及び報告義務が課されることになっており、新たに発表された資料は AEOI 法に基づく報告義務等の内容をより明確化する役割を担う。

新たに公開された資料は以下の通り。

- i. 自己証明フォーム (Self-Certification Forms)
- ii. FAQ
- iii. AEOI パンフレット
- iv. 金融口座情報に関する XML スキーマ及びユーザーガイド
- v. 香港金融機関向けガイダンス資料

#### 日本・英国との口座情報の交換

2016 年 10 月 26 日、香港は日本及び英国との間で、租税問題に関する金融口座情報の自動的交換を開始するための合意に署名した。

これを受けて、この2か国を税務局布告（Inland Revenue Ordinance）にいう「報告可能法域（reportable jurisdictions）」に追加する内容の通達が10月28日に公布され、同月31日に同規定は有効となっているが、実際の運用開始は2018年からの見込みである。

本合意は香港における租税の透明化及び国際的な租税回避に対抗する取り組みの一環として行われたもので、本合意によるタイムリーな情報の自動交換の実行を可能にすることで、同国の国際的金融センターとして、また国際的コミュニティにおける責任ある立場としての評価を維持する目的があるとみられる。

自動的交換基準に基づき、金融機関は、OECDの定めるデューディリジェンス手続に沿った形で報告可能法域に属する居住者が保有する金融口座を特定することが義務付けられる。同様に、金融機関には、報告年度以降、当該金融口座に係る報告可能情報を収集し、香港税務局に提出することが求められることとなる。

また、当該情報については香港税務局と協定法域の管轄庁との間で交換されることが想定されている。香港の金融機関に口座を保有している日本居住者は多く存在するが、今後は香港の税務当局から日本の国税庁に対して当該口座に関する情報が提供されることとなるので、制度が動き出す2018年までに、香港に口座を保有しておくことの是非に関する検討を含めた十分な事前対策を講じておくことが肝要となる。

[最初のページに戻る](#)

## アメリカ

### 過少資本税制（Section 385）規則の最終化

2016年4月4日に財務省及び内国歳入庁（IRS）から公表された米国過少資本税制（内国歳入法385条）の規則案が、2016年10月13日に最終規則、暫定規則及び草案（以下、「最終規則」）として最終化された。元々、内国歳入法385条は、関連者からの過大な負債を資本と認定して、支払利子を配当とみなす規定であるが、その具体的な認定基準については財務省規則では定められておらず、長年その判断基準はコモン・ローに委ねられてきた。

#### 規則案

今年4月に米国で公表された財務省規則案では、主に以下の3つの注目すべきルールが含まれていた。

(財務省規則案)	ルールの概要
"Part-Stock Rule"	関連者間負債の一部を、米国税務上資本として取り扱うこととする権限をIRSに与える。
"Documentation Rule"	一定の関連者間負債に関し詳細な文書化の義務を導入する。文書化を行わなかった場合には、関連者間負債は米国税務上資本とみなされる。
"Per Se Recast Rule"	関連者である株主への配当として、関連者の株式取得の対価として、又は、グループ内の組織再編におけるasset reorganizationの対価として、Promissory Noteが発行された場合にはそのPromissory Noteを資本とみなす。また、これらの取引のための資金調達を目的としてPromissory Noteが発行された場合にも資本とみなされる。

規則案は、激しい批判を受け、財務省はなぜ米国の税金にほとんど又は全く影響のないような国外 - 国外の貸付にもこのような非常に複雑な規則を適用しようとするのか、多くの専門家が疑問を呈していた。

## 最終規則

財務省は寄せられたパブリックコメントの一部に対応したうえで、2016年10月13日に **Section 385** を最終化した。

最終規則では、**Part-Stock Rule** は一時的には撤回され、政府は引き続き検討を行っていくとされた。一方で、**Documentation Rule** と **Per Se Recast Rule** は、対象を大幅に絞った上で、最終規則に盛り込まれた。

最終規則は規則案と比較し全体的に緩和され、国外 - 国外の負債は対象ではなくなったものの、米国子会社からその外国親会社、又は外国の兄弟会社や外国子会社への貸付は依然として対象とされている。そのため、日系多国籍企業にとっては、日本の親会社から米国子会社への貸付やオランダ等に設置したファイナンス子会社から米国兄弟会社への貸付等が、本改正の対象となると予想される。

### I. 対象となる負債

本規則は、直接又は間接に議決権又は時価総額の 80%以上の所有関係があり、同一の親会社 (**Expanded Group Parent**) をもつ関連会社 (**Expanded Group**) からの、米国法人の負債 (**Expanded Group Instruments**、以下「**EGI**」) が対象となる。

### II. Documentation Rule

#### ● 適用対象

規則案と同様、文書化要件は大規模なグループ企業、具体的には、負債が **EGI** とされることになった時点で以下のいずれかに該当する場合に適用される。

- **Expanded Group** メンバーのうち 1 社でも上場している場合
- 総資産が 1 億ドルを超える場合\*
- 総収入が 5 千万ドルを超える場合\*

\*"Applicable Financial Statement" (過去 3 年以内に作成された財務諸表) を用いて判定する。

#### ● 文書の内容

文書化においては、負債に係る以下の 4 つの基本要素が要求される。

1. 満期時における返済義務
2. 債権者の権利 (デフォルト時の権利、優先弁済、償還請求権等)
3. 返済能力 (**EGI** に係る合理的な返済見込み) \*年度毎
4. 債権者と債務者の継続的な関係

なお、最終規則においては第三者間契約に基づくセーフハーバーが設けられ、第三者借入で用いられる契約書を用いた場合には、上記 1 と 2 の要素は満たすものとして取り扱われる。また、規制下にある金融機関向

けの特別規定が置かれ、規制要件を満たす借入は文書化規則を満たしているものとして取り扱われる。

● **適用開始日**

文書化要件は、2018年1月1日以降に発行される負債（Applicable Interests）に適用される（2017年12月31日以前に締結されたマスター契約に基づいて同日以後に発行される EGI を含む）。また、最終規則では、2017年12月31日以前に発行された負債であっても、規則 1.1001-3 に規定する重大な変更があった場合には、文書化要件が適用される可能性があることが明らかにされている。

文書化要件が適用される EGI の範囲は大幅に緩和され、外国関係会社又は連結グループ外の米国関係会社に対する米国の負債発行者にのみ適用されることとなった。したがって、米国の多国籍企業にとっては負担を大幅に減らす結果となった。一方で米国外の多国籍企業は、米国の多国籍企業同様、米国のグループ会社が米国外の子会社等に対して有する仕入債務について文書化要件を負うだけでなく、外国親会社や外国の兄弟会社に対して有する全ての負債について文書化要件の対象となるため、負担が大きくなると予想される。最終規則における米国外の多国籍企業に対する唯一ともいえる緩和は、米国企業やその外国関係会社が外国の親会社によって管理されるオフショアのキャッシュプーリングに有する預入金は文書化要件の対象とならないことである（但しノーショナル・キャッシュプーリング（実際の口座間の資金移動を行わずに金利等を調整し、資金集中化メリットを享受するプーリング）は規則の対象となる）。

● **Highly Compliant に対する rebuttable presumption（反証可能な推定）の適用**

規則案では文書化要件を満たさなかった場合には基本的に、自動的に資本とみなされることとされていたが、最終規則では、反証可能な推定事実として資本とされるという例外が設けられた。

すなわち、文書化の要件を満たさなかった場合でも、納税者が「Highly Compliant」なときは、EGI が自動的に資本とみなされることはなく、EGI が負債であるとするコモン・ローに基づいた十分な証明をすることにより負債であると主張することが可能である。なお、納税者は以下のいずれかの要件を満たす場合には「Highly Compliant」とされる。

- 文書化されていない EGI の平均合計調整後発行価額が、全 EGI の平均合計調整後発行価額の 10%未満であること。
- 以下の基準に基づき、文書化されていない EGI が多額でないこと。

文書化されていない EGI の規模	文書化されていない EGI の割合* *文書化されていない EGI の数 / EGI の総数
1億ドルを超えない場合	5%未満
2,500万ドルを超えない場合	10%未満

● **文書化の期限**

規則案では原則的に負債（EIG）発行日から 30 日以内とされていたが、IRS がその文書を次の税務調査時まで必要とすることはないにもかかわらず、この期限は現実的ではないという多くの批判を受けて、負債発行者の申告書提出日（延長を含む）までとされた。したがって、例えば、

負債（EGI）が 2018 年 2 月 1 日に発行された場合、暦年ベースの納税者は 2019 年 9 月 15 日（一般的な 6 ヶ月の延長適用と仮定）が期限となる。

### III. Per Se Recast Rule

#### ● 基本ルール及びファンディングルール

本ルールは米国法人が Expanded Group の他のメンバーに対して発行した一定の負債（Covered Debt Instrument、以下、「CDI」）が対象とされる。また、本ルールの取り扱いは連結納税グループ判定の規定を除く、連邦税法の全ての規定について適用される。

基本ルールでは以下のいずれかの対象取引（Tainted Transaction）によって、CDI が発行される場合に CDI を資本として取り扱う。

- Expanded Group メンバーへの分配
- Expanded Group メンバー株式の取得
- Expanded Group 内の組織再編における Asset Reorganization

ファンディングルールは基本ルールを補完するために設けられたルールであり、上記の基本ルールで規定する対象取引の前後 36 か月以内に CDI が発行された場合に、CDI を資本として取り扱う。

#### ● 適用除外規定

ファンディングルールの規則案に関しては、多国籍企業が通常の事業遂行上、資金調達コストを下げるために一般的に採用しているキャッシュプーリングや短期の資金調達アレンジメントもこのルールの対象となってしまうことが懸念されていた。これに対応するため、最終規則では、一定の要件を満たす Qualified Short Term Debt Instruments を対象外とすることにより、キャッシュプーリングを含む通常の事業遂行上の短期の資金調達はファンディングルールの対象外とされた。

また、CDI の調整後発行価額総額が 5 千万ドル未満の場合など、基本ルール及びファンディングルールの双方に適用される例外規定も設けられた。

#### ● 適用開始日

本ルールは、最終規則が連邦公報に公表されてから 90 日後、すなわち 2019 年 1 月 19 日以降に終了する課税年度から適用され、2016 年 4 月 5 日前に発行された負債は対象外とされる。したがって、納税者は資本とみなされる可能性のある 2016 年 4 月 5 日以降に発行された CDI がある場合には、短期間ではあるものの 2017 年 1 月 19 日まで対応を行う猶予があるといえる。

#### ● 日系多国籍企業への留意点

日系米国進出企業などの米国外の多国籍企業は、米国の多国籍企業同様に CDI の特定や文書化システムの構築を行う必要がある。また、これらの企業は新たな CDI や対象取引を作り出さないようしっかりと監視する必要がある。最終規則でスコープは緩和されたものの、政府は明らかに米国外の多国籍企業をターゲットにしていると考えられ、これらの多国籍企業は米国が締結している租税条約に規定された無差別条項に違反していると主張出来る可能性がある。

[最初のページに戻る](#)

## DOJのFCPAパイロットプログラム導入から6ヶ月を経て、当局の対応からみるFCPA実務への示唆

2016年10月5日をもって米国司法省による海外腐敗行為防止法（FCPA）パイロットプログラムの導入から6ヶ月が経過した。FCPAパイロットプログラムは、FCPA違反のケースについて、企業の自主的な申告・捜査協力、再発防止策の実施があった場合に、司法省による当該企業に対する制裁を減免することで、企業による自発的な申告及び捜査協力を促すことを目的とし、2016年4月5日に導入された。FCPAパイロットプログラムは、さらに6ヶ月を加えた合計1年間の試験期間満了後、再評価を経て、永続的なプログラムとして導入されるか否かが判断されるものであるが、前半の6ヶ月間における当局の対応の概要及び当該対応から示唆される傾向及び留意点について概説する。

### FCPAパイロットプログラムの概要及び背景

FCPAの執行においては、従来から、企業の自発的な申告や捜査への協力が量刑ガイドラインにおいて、罰金額の増減要素の一つとして考慮されていた。しかしながら、現在実施されているFCPAパイロットプログラムは、捜査協力等を行った企業に対するリエンシー制度としての性格を有するものであり、①自発的な申告をした上で、捜査協力・再発防止措置の実施を行った場合には、不起訴処分又は量刑ガイドラインに定める罰金額の下限から最大50%の減額、②自発的な申告をしなかった場合でも、捜査協力・再発防止措置の実施を行った場合には、量刑ガイドラインに定める罰金額の下限から最大25%の減額の恩恵を受けることができるとされ、そのような罰金額の減額等が認められるための条件が詳細に示されている。司法省は、2015年9月9日発行の司法省副長官の通達文書（いわゆる「イエーツ・メモ」）に示されているように、企業の不正行為に対する抑止力として、役職員個人の刑事責任を積極的に追及する姿勢を明確にしておき、FCPAパイロットプログラムは、そのような役職員個人の刑事処罰のために企業に対して積極的な情報提供を要求するものでもある。

### FCPAパイロットプログラムの実施状況とFCPA実務への示唆

FCPAパイロットプログラム導入後2016年10月5日に至るまでの期間において、司法省及び米国証券取引委員会は、10件以上のFCPA違反の執行事例を公表しているが、司法省は、役職員個人によるFCPA違反の行為を認定しながら、FCPAパイロットプログラムの下で、企業の刑事責任については不起訴処分とした事例を5件公表している。但し、これらの不起訴案件においては、当該企業がFCPA違反から得た利益の全てを没収されている点に留意する必要がある。これらの案件に対する司法省の判断においては、役職員によるFCPA違反があったものの、概要以下の要素を考慮して、企業については不起訴処分とされている。すなわち、①企業の社内調査によって違反行為が発見されたこと、②迅速に犯罪行為の自主申告がなされたこと、③徹底的な調査が実施されたこと、④当局の調査に対して全面的な協力があったこと（違反行為を行った又は違反行為に対して責任を負うべき役職員個人の情報提供を含む。）、⑤当該違反した役職員に対する当局の調査への協力、⑥再発防止のための内部統制プログラムの強化、⑦役職員に対する懲戒手続を含む是正措置、及び⑧違反行為によって得た利益の没収等が上記結論を基礎づける要素とされた。

以上のFCPAパイロットプログラムの下での当局の執行事例から示唆される、最近のFCPA執行の傾向及び実務における留意点は以下のとおりである。

- 不起訴とされる場合であってもFCPA違反により得た利益の返還義務（没収）を伴う。そのため、当局による調査対象とされた場合には、返還すべき利益の算定方法及び金額等について十分に検討すべきである。

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

本ニュースレターに  
関するお問い合わせ先

[global.update@bakermckenzie.com](mailto:global.update@bakermckenzie.com)

ベーカー&マッケンジー  
法律事務所（外国法共同事業）

〒106-0032  
東京都港区六本木 1-9-10  
アークヒルズ仙石山  
森タワー28F  
Tel 03 6271 9900  
Fax 03 5549 7720  
[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

- 不起訴とされる場合であっても社内調査で判明した違反行為について公開されることになるため、レピュテーションリスク及び政府機関等から入札停止処分を受けるリスクについては十分注意する必要がある。
- 当局による役職員個人の刑事責任の積極的追及の方針は顕著であり、FCPAパイロットプログラムによる罰金等の減額措置を享受するためには、企業はFCPA違反に関与した役職員個人の情報を積極的に当局に提供する必要がある。
- 企業内部のコンプライアンスプログラムの強化が当局による不起訴判断の一つの重要な要素となっている。
- FCPAパイロットプログラムは司法省が導入した制度であるが、証券取引委員会も、企業の自発的な申告／捜査協力の推奨、個人処罰の強化といったFCPAパイロットプログラムの考え方と軌を一にしてFCPAの執行を進めている。FCPAパイロットプログラム導入後に証券取引委員会において不起訴処分に至った事案（Harris社のケース）の詳細については、本ニュースレター [Vol.3](#) を参照されたい。

FCPAパイロットプログラムが試験期間後も継続して導入されるか否かについては、試験期間後の再評価によって決されることとなるが、FCPAパイロットプログラムの下での当局の対応から読み取れる傾向及び留意点は、当局のFCPAに関する現在の方針や考え方を明らかにするものであり、今後の企業におけるFCPA対策においても十分に有益な情報であるといえる。

[最初のページに戻る](#)

©2016 Baker & McKenzie. ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）はスイス法上の組織体であるベーカー&マッケンジー インターナショナルのメンバーファームです。ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）及びベーカー&マッケンジー インターナショナルのその他のメンバーファームは、日本においては弁護士法人ベーカー&マッケンジー法律事務所を通じて業務を提供します。専門的知識に基づくサービスを提供する組織体において共通して使用されている用語例に従い、「パートナー」とは、法律事務所におけるパートナーである者またはこれと同等の者を指します。同じく、「オフィス」とは、かかるいずれかの法律事務所のオフィスを指します。

本資料に含まれている情報及びデータは一般的な情報であり、当事務所の法的アドバイスや意見を提供するものではありません。法律及び税務に関わる参考情報や対策については本資料のみに依拠すべきでなく、本資料の受信者は必要に応じ別途弁護士のアドバイスを受けなければなりません。